

改正案	現行
<p>（譲渡しの許可申請）</p> <p>第九条 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一～七（略）</p>	<p>（譲渡しの許可申請）</p> <p>第九条 法第二十四条第十項の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を地方厚生局長（麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長）に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所在地） 二 免許証の番号及び免許年月日 三 免許の種類 四 麻薬業務所の名称及び所在地 五 譲り渡そうとする麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数 六 譲渡先 七 譲渡しの理由 <p>（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）</p> <p>第九条の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十項の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一 一・二（略）</p>

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

一 (略)

(削除)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。

5 (略)

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失ったとき、その

者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること

二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）を地方厚生局長に共同して提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 麻薬業務所の名称及び所在地

四 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
五 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

3 地方厚生局長は、前項の申請に係る法第二十四条第十一項の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の十二月三十一日又は第二項第四号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。

5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失ったとき、又は

いずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8 前項の規定により届け出る場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

9 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。

10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて地方厚生局長に共同して届け出なければならない。

（新設）

（新設）

7 地方厚生局長は、前項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。

（新設）

（新設）

- 一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。
- 二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。
- 三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

(権限の委任)

第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。)を自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

(権限の委任)

第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。)を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条第一項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 二 法第四条第一項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 三 法第七条第一項及び第三項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)(法第五十条の七において準用する麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 四 法第八条(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 五 法第九条第一項及び第二項(法第五十条の四及び第五十条の

十一 法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

十二～四十四（略）

七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

六 法第十条第一項及び第二項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

七 法第十二条第一項及び第三項に規定する権限

八 法第十三条第一項に規定する権限

九 法第十七条に規定する権限

十 法第二十一条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）

十一 法第二十四条第十一項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

十二 法第三十五条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

十三 法第三十六条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

十四 法第四十四条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）

十五 法第四十五条に規定する権限

十六 法第四十六条第二項に規定する権限

十七 法第五十条第一項に規定する権限

十八 法第五十条の五に規定する権限

十九 法第五十条の九第一項及び第二項に規定する権限

二十 法第五十条の九第三項及び第四項において準用する法第十五条に規定する権限

二十一 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項に規定する権限

-
- 二十二 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十六条に規定する権限
- 二十三 法第五十条の十に規定する権限
- 二十四 法第五十条の十二第一項及び第二項に規定する権限
- 二十五 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十八条第二項から第五項までに規定する権限
- 二十六 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十九条に規定する権限
- 二十七 法第五十条の十三第一項、第四項、第五項及び第七項に規定する権限
- 二十八 法第五十条の十四第一項に規定する権限
- 二十九 法第五十条の二十第四項に規定する権限
- 三十 法第五十条の二十二に規定する権限
- 三十一 法第五十条の二十四に規定する権限
- 三十二 法第五十条の二十七に規定する権限
- 三十三 法第五十条の二十八に規定する権限
- 三十四 法第五十条の二十九に規定する権限
- 三十五 法第五十条の三十に規定する権限
- 三十六 法第五十条の三十一に規定する権限
- 三十七 法第五十条の三十二に規定する権限
- 三十八 法第五十条の三十三に規定する権限
- 三十九 法第五十条の三十八第一項及び第二項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
- 四十 法第五十条の三十九に規定する権限
- 四十一 法第五十条の四十に規定する権限
-

2

(略)

四十二 法第五十条の四十一に規定する権限
四十三 法第五十一条に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
四十四 法第五十二条第二項に規定する権限
2 法第六十二条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。